

名古屋市告示第408号

公金の収納に関する事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託しましたので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年8月1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

東京都中央区日本橋3丁目9-1
弁護士法人ライズ綜合法律事務所
代表社員 田中 泰雄

2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入

名古屋市入学支援金条例（令和7年名古屋市条例第14号）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例の規定による改正前の名古屋市入学準備金条例（平成16年名古屋市条例第11号）の規定により貸与した入学準備金返還金

名古屋市奨学金規則を廃止する規則（平成16年名古屋市教育委員会規則第8号）附則第2項及び第3項によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の名古屋市奨学金規則（昭和37年名古屋市教育委員会規則第9号）の規定により貸与した名古屋市奨学金返還金

名古屋市立学校の授業料等に関する条例（昭和22年名古屋市条例第32号）規定の滞納金

3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和7年7月11日

4 指定公金事務取扱者に委託した日

令和7年7月11日

名古屋市教育委員会事務局教育支援部学事課